

事 務 連 絡
令 和 2 年 2 月 18 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都道府県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特別区} \end{array} \right)$ 衛生主管部（局） 御中

各 検疫所 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全企画課
検 疫 所 業 務 管 理 室

新型コロナウイルス感染症に関する都道府県等と厚生労働省健康フォローアップセ
ンターの連携について

検疫所で把握した新型コロナウイルス感染症に感染したおそれがある者に対する対策について、厚生労働省に新型コロナウイルス感染症に係る健康フォローアップセンター（以下「健康フォローアップセンター」という。）を設置して実施する旨、令和2年1月29日付事務連絡「新型コロナウイルスに係る厚生労働省健康フォローアップセンターの設置について」によりお知らせしたところです。

また、都道府県、保健所設置市及び特別区（以下「都道府県等」という。）と健康フォローアップセンターの連携について、令和2年2月17日付通知「検疫所で把握した新型コロナウイルス感染症に感染したおそれがある者に対する健康フォローアップ等について」（以下「2月17日通知」という。）によりお知らせしたところですが、今般、当該連携に係る具体的内容について、下記のとおり整理したのでお知らせいたします。

都道府県等におかれましては、管轄保健所等に当該取扱いについて周知していただくとともに、健康フォローアップセンター又は検疫所から健康フォローアップ等の協力の要請があった場合には、適切に御協力いただきますようお願いいたします。

記

第1．健康フォローアップ対象者の把握及び名簿の作成・管理

1．検疫所における対象者名簿の作成・管理

検疫所は、次のとおり、健康フォローアップの対象となる者を把握し、名簿を作成・管理する。

- ① 検疫所は、2月17日通知を踏まえ、次の対象者を健康フォローアップの対象者として特定し、健康フォローアップの対象とする者に係る名簿（以下「対象者名簿」という。）を作成すること。

対象者名簿の作成に当たっては、別紙1を活用し、氏名、生年月日、住所地、連絡先、流行地域の滞在歴、症状、フォローアップ期間、日本での滞在地等の健康フォローアップを実施するに当たり必要な情報を記録すること。

＜健康フォローアップ対象者の類型＞

- ・ 入国した日から14日以内に流行地域の滞在歴がある者
- ・ その他、検疫所長が特に必要と認めた者（準用検疫法第18条第4項及び第5項に当てはまる者を含む）

- ② 検疫所は、①で作成した対象者名簿を、毎日、健康フォローアップセンターに送付すること。また、当該名簿の内容に変更がある場合には、その都度、変更があった旨を健康フォローアップセンターに連絡すること。

2．検疫所から都道府県等への対象者の連絡及び健康フォローアップの実施依頼

検疫所は、次のとおり、対象者名簿に則り、都道府県等に連絡するとともに、健康フォローアップを実施するよう依頼すること。

- ① 検疫所は、対象者名簿に新規対象者を記載した場合、速やかに、新規対象者の住所地（住所地がない場合には、滞在先。以下同じ。）の都道府県等に対して、当該対象者に係る対象者名簿の情報その他健康フォローアップに必要な情報を伝達するとともに、今後、原則として毎日、対象者に対して、健康フォローアップを実施するよう依頼すること。
- ② 検疫所は、対象者に対し検疫所で隔離・停留を行う場合又は対象者の同意に基づき搬送した場合などには、①に加え、搬送先、隔離・停留の期間等も合わせて都道府県等に連絡するとともに、その状況について、健康フォローアップセンターに対して情報提供を行うこと。

3. 都道府県等における対象者名簿の管理並びに健康フォローアップの実施及び報告

都道府県等は、2月17日通知を踏まえ、次のとおり、対象者名簿を管理するとともに、健康フォローアップを実施し、その結果を検疫所及び健康フォローアップセンターに連絡する。

- ① 都道府県等は、検疫所から2の連絡を受けた場合、対象者名簿を管理すること。また、当該名簿の内容に変更がある場合には、その都度、変更があった旨を検疫所に連絡すること。
- ② 都道府県等は、対象者名簿に基づき、当分の間、原則として毎日、対象者に対して、次のとおり、健康フォローアップ等を実施すること。
 - ・ 原則として、流行地域の最終滞在日から14日間、対象者への健康フォローアップを実施すること。
 - ・ 電話等により本人に連絡を行い、健康状態を聴取すること。具体的には、体温、咳の有無、咽頭痛の有無、鼻汁又は鼻閉の有無、全身倦怠感の有無、その他特に申出があった症状、上記症状がある場合、その発症時期、医薬品の使用の有無を確認すること。
 - ・ 不要不急の外出はできる限り控え、また、周囲と接触する場合はマスクを着用し可能な限り長時間の接触は避けるよう勧告すること。
 - ・ 一般的な衛生対策として、咳エチケット（咳やくしゃみをする際はティッシュで鼻と口を覆う、マスクの着用など）及び石けんと水を用いた手洗い、アルコール消毒の徹底等を励行するよう勧告すること。
 - ・ やむをえず移動する際にも、公共交通機関の利用は避けるよう勧告すること。
 - ・ 発熱や感冒様症状（咳、全身倦怠感等）等を認めるときは、本人から帰国者・接触者相談センターに直ちに電話等により報告するよう、勧告すること。
- ③ 都道府県等は、②の健康フォローアップを実施した結果、対象者の発熱や呼吸器症状等の新型コロナウイルス感染症の疑いのある症状を認めた場合には、感染症指定医療機関等で適切な医療が提供されるように調整すること。

なお、発熱や急性呼吸器症状等を認め医療機関を受診させた場合は、入院になったか否かにかかわらず、定期的にその後の状況を医療機関又は対象者本人より聴取すること。
- ④ 都道府県等は、②及び③の結果を取りまとめた健康フォローアップ報告書を作成し、管理すること。当該作成に当たっては、別紙2を活用すること。

また、当該報告書を検疫所及び健康フォローアップセンターに連絡すること。

(厚生労働省 健康フォローアップセンター連絡先)

電話：03-5253-1111（内線 4257、2430）

03-3595-2333（直通）

メールアドレス：follow-up@mhlw.go.jp

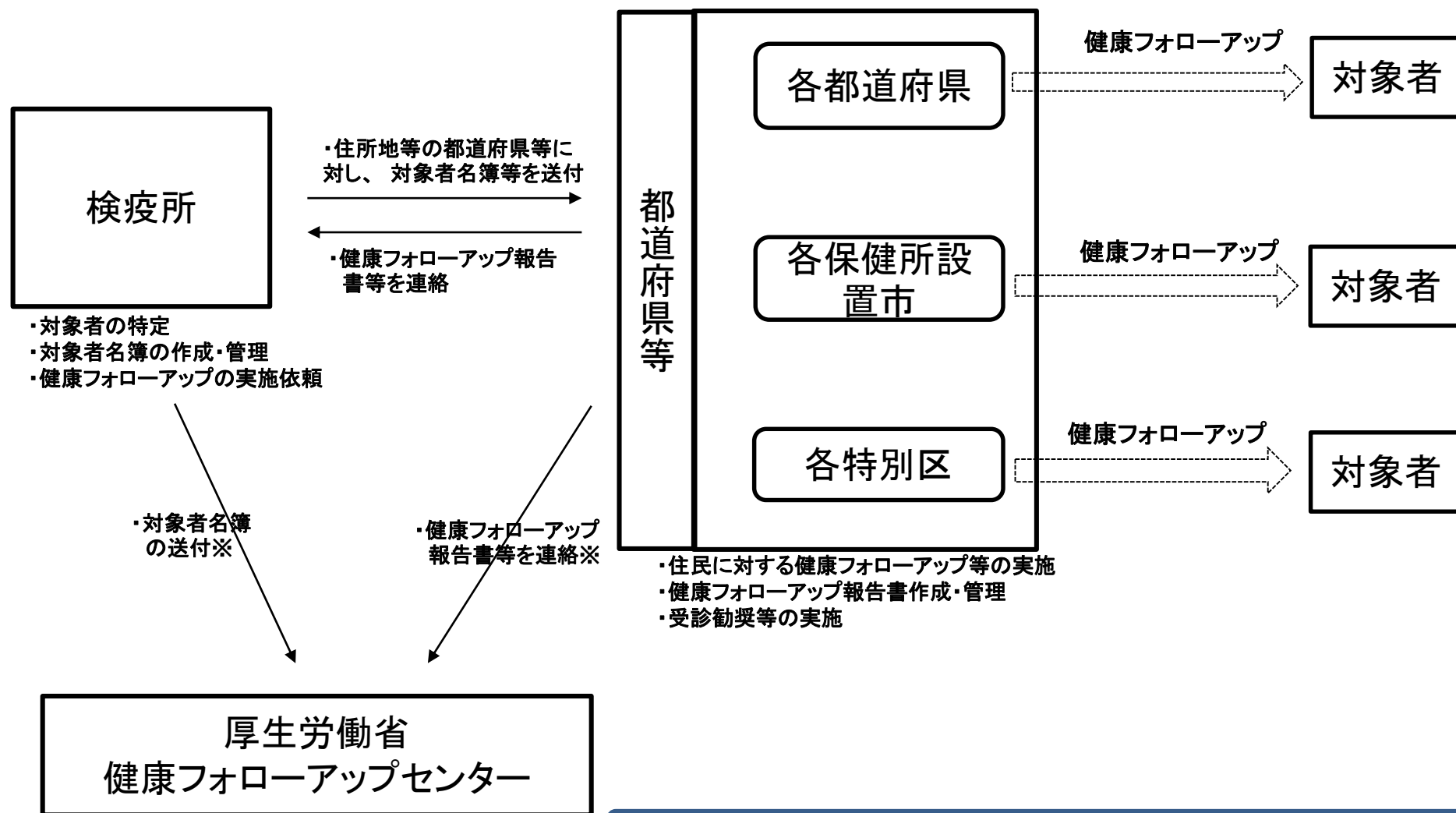
第2．留意点

上記第1の作業については、以下のスケジュールで実施すること。

- | | |
|--|---|
| ・ 検疫所から健康フォローアップセンターへの
対象者名簿の送付 | 毎日16時までに当日の新
規対象者を追記した対象
者名簿を提出すること |
| ・ 都道府県等から検疫所及び健康フォローアップ
センターへの健康フォローアップ報告書の提出 | 毎日16時までに当日の報
告内容を取りまとめて提
出すること |

以上

(参考資料) 新型コロナウイルス感染症に関する健康フォローアップの実施手順 (イメージ)



※送付・連絡の締切は16時です。

厚生労働省 健康フォローアップセンター連絡先

電話: 03-5253-1111 (内線4257、2430)
03-3595-2333 (直通)

メールアドレス: follow-up@mhlw.go.jp